消食表第 213 号 令和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 保健所設置市長 殿 特 別 区 長

消費者庁次長(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年 法律第36号)が成立し、本日、食品衛生基準行政に係る権限が厚生労働大臣から内閣総理 大臣(消費者庁)に移管され、厚生労働省関係省令の規定の整備の一環として、「乳及び 乳製品の成分規格等に関する省令」(昭和26年厚生省令第52号)の題名が「乳及び乳製品 の成分規格等に関する命令」に改められたところです。

また、消費者庁組織令の一部を改正する政令(令和6年政令第85号)が施行され、「食品表示企画課」の名称が「食品表示課」に変更されました。

このため「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知)を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。